

伊勢原市立図書館 雑誌スポンサー制度 仕様書

1 概要

- (1) 雑誌及び雑誌架等の表示を広告媒体として活用し、広告の対価として雑誌の現物提供をしてくれるスポンサーを募る。
- (2) スポンサーは、特定の雑誌を伊勢原市立図書館（以下「図書館」という。）に現物提供することで、当該雑誌のカバーや表紙、配架する棚に広告を表示することができる。
- (3) 市は、提供された雑誌の表面にスポンサー名を表示し、裏面にスポンサーが提供する広告チラシを添付する。
- (4) 雑誌スポンサー制度は、図書館とスポンサーで契約を締結して行う。

2 雑誌の納品

- (1) スポンサーは、書店等と年間購読契約を結び、図書館へ原則発売日に雑誌を納入する。
契約する雑誌は、4月1日から3月31日までに発売されるものを対象とする。なお、年間購読契約に含まれない別冊については、提供の義務はないものとする。ただし、提供された場合には、図書館は所定の場所に広告を表示して配架する。

3 広告の規格

広告の規格は次のとおりとする。ただし、表示する内容が伊勢原市広告事業実施要綱、伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領の規定に反している場合又は伊勢原市広告審査委員会の審査により不適当と認められた場合は、スポンサーは、内容を修正しなければならない。

(1) スポンサー名

- ①雑誌表紙のタイトル等に掛からないようにスポンサー名を表示し、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（スポンサー名）から提供されました。」と表示する。

《広告イメージ》

月刊伊勢原は、

伊勢原商店 様

から提供されました。

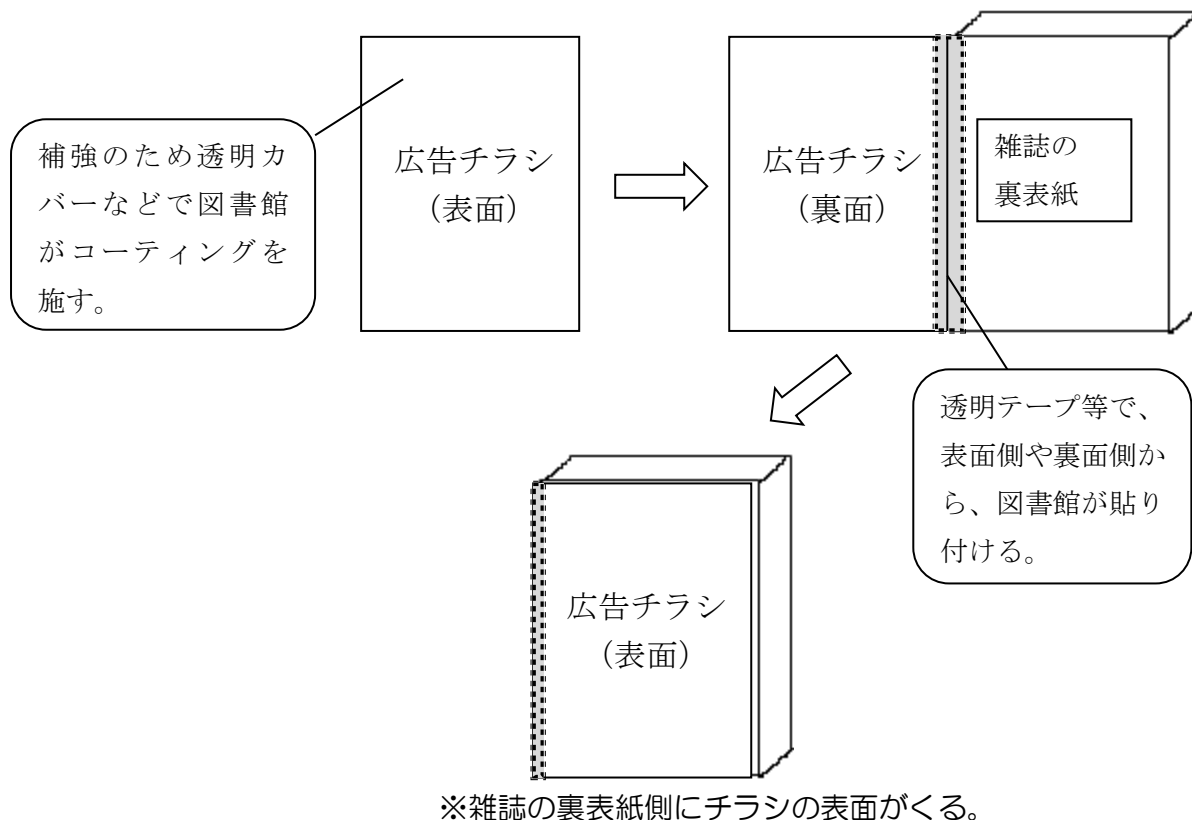
- (ア) 表 示 枠 縦3cm×横10cm
- (イ) 表 示 色 白地に黒
- (ウ) 用 紙 90kg以上135kg以下の用紙とする。
- (エ) 表示位置 雑誌表紙のタイトル等を避けて表示する。スポンサーによる表示位置の指定はできないものとする。
- (オ) 広告期間 開架フロア配架は、雑誌受入れから半年とし、その後、順次閉架書庫へ移す。市民への閲覧・貸出は、保存期間として定められた廃棄までとする。なお、保存期間を過ぎた後、リサイクルとして市民に無償で提供される場合は、広告をした状態で提供するものとする。

②表示物は図書館が指定する必要数をスポンサーが用意し、図書館にあらかじめ提供するものとする。

(2) 広告チラシ

提供された雑誌の裏表紙に、スポンサーが作成した広告チラシを添付する。なお、チラシは、スポンサーが必要数を用意し、図書館にあらかじめ提供するものとする。

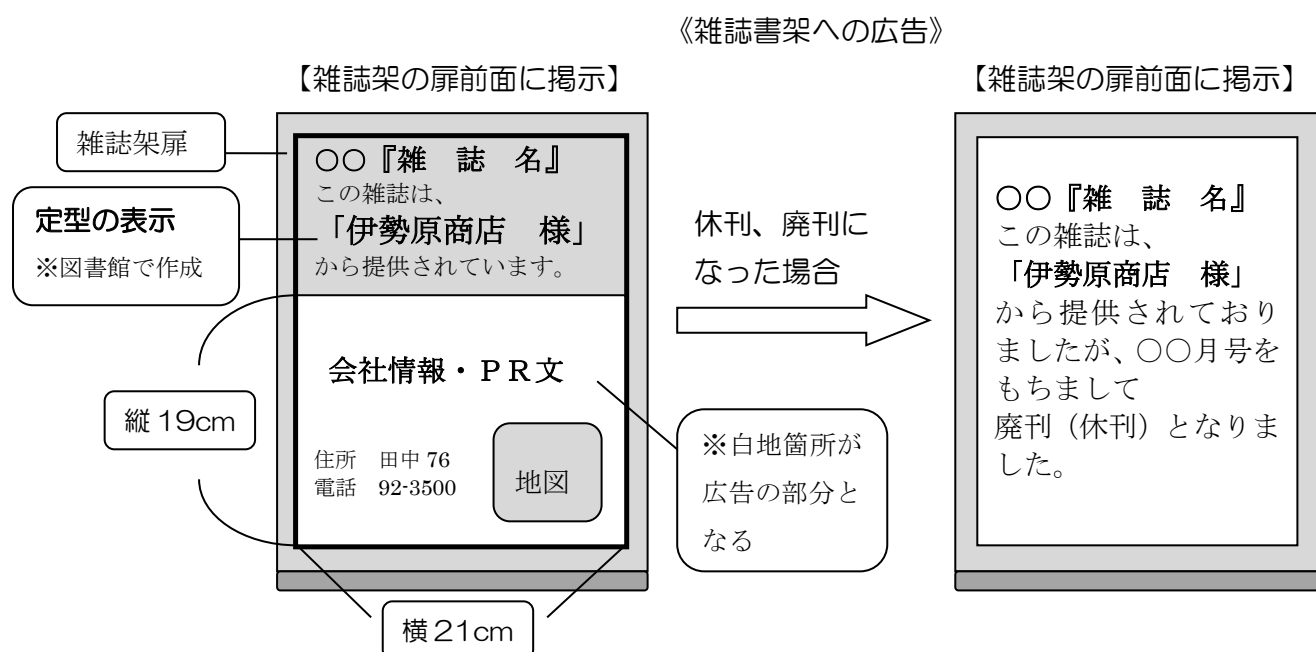
《チラシ添付のイメージ》



- (ア) 表 示 枠 広告をする雑誌と同等のサイズとする。ただし、スポンサーが希望する場合は、雑誌より小さいサイズとすることができる。図書館は提供されたチラシを貼り付けることで広告を作製するものとする。
- (イ) 表 示 色 自由
- (ウ) 用 紙 90kg以上135kg以下の用紙とし、透明カバーなどでコーティングを施すものとする。
- (エ) 表示位置 雑誌の裏表紙側に、透明テープ等で貼り付ける。その場合、可能な限り、雑誌本体の情報等が隠れないようにする。
- (オ) 広告期間 雑誌が廃棄されるまでとする。
なお、保存期間を過ぎた後、リサイクルとして市民や団体等は無償で提供される場合は、広告をした状態で提供するものとする。

(3) 雑誌架表示

雑誌架扉へは、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（スポンサー名）から提供されています。」とスポンサーの所在・連絡先の記載を必須とする他は、任意に表示することができる。



(ア) 表 示 枠 縦 1 9 c m × 横 2 1 c m

(イ) 表 示 色 自由

(ウ) 用 紙 9 0 k g 以上 1 3 5 k g 以下の用紙とする。

(エ) 表示位置 扉部分の下部、書架番号、雑誌名表示の下とする。

(オ) 配架箇所 図書館の指定する場所とする。

(カ) 広告期間 表示期間は契約期間終了までとする。ただし、契約期間内に廃刊又は休刊になった場合は、最終号発行後 1 ヶ月後までとし、図書館は、「〇〇（雑誌名）は、〇〇様（スポンサー名）から提供されていましたが、〇月号をもって廃刊（休刊）となりました。」と表示を差し替える。

(4) 広告内容の変更・修正

① 広告内容は、契約期間中、原則 1 度に限り変更を可能とし、1 0 月 1 日をもって変更を行う。ただし、(1) 及び (2) の広告は、変更後に納入された雑誌のみとする。

② スポンサーの名称、所在、連絡先等広告内容に重大な影響のある事項については、①の変更とは別に、図書館と協議の上、修正することができる。

4 申し込み

(1) 申し込み方法

雑誌スポンサー制度に申し込みをしようとするものは、「伊勢原市立図書館雑誌スポンサー一制度申込書及び同意書」（様式第 1 号）に必要事項を記入し、掲載希望の広告（案）を添えて、図書館に持参及び郵送等により提出する。

(2) 募集期間

毎年 2 月 1 日から 2 月末日とする。

(3) 募集期間外の申し込み

募集期間を過ぎた場合でも、スポンサー制度に申し込みことができる。その場合、スポンサーは、雑誌の提供開始日等について図書館と協議し、(1)の内容に沿って申し込みを行う。

(4) 提供希望雑誌の選定

図書館が作成する「雑誌選定リスト」から提供を希望する雑誌を選ぶことができる。ただし、同一の雑誌に重複した申し込みがあった場合には、抽選とする。ただし、募集期間外の申し込み受け付けは基本先着順とし、郵送にて同日に到着した場合は抽選とする。

5 契約について

(1) スポンサーの決定

スポンサー制度への申し込みの審査結果は、「伊勢原市広告事業実施要綱」及び「伊勢原市立図書館雑誌スポンサー制度実施要領」に沿って決定する。結果は、「雑誌スポンサー制度審査結果通知書」(様式第2号)により、通知する。

(2) 契約・広告への手続き等

- ① 市は、スポンサーが申し込み時に提出した広告(案)を、伊勢原市広告事業実施要綱に基づき、申込者及び広告内容の審査を行い決定する。なお、審査の結果、必要に応じて広告内容の修正等の指示をする場合がある。
- ② スポンサーに決定したら、スポンサーは図書館に契約書を提出し、市と契約を締結する。
- ③ スポンサーは、図書館に提供する雑誌について任意の書店等と購読契約し、原則雑誌の発売日に提供雑誌を図書館に納入する。ただし、既に図書館が年度内の購読を始めている雑誌については、スポンサーは、図書館が指定する雑誌取扱い業者と年間購読契約を結ばなければならない。
- ④ 図書館へ納入する雑誌の代金は、スポンサーが全額負担し、書店等へ直接支払う。
- ⑤ スポンサーは、提供雑誌等に添付する広告やチラシを、図書館が定める期日までに作成し、図書館に提出する。

(3) 契約期間

契約期間は、契約締結から年度末までとする。広告表示は、スポンサーによる納付が開始されたものからするものとし、それ以前のものには広告表示は行わない。

(4) 契約の更新・解除

- ① 契約は自動更新とする。ただし、疑義のある場合はこの限りではない。
- ② スポンサーが更新を望まない場合には、契約している年度終了の3箇月前(12月末)までに、翌年度の契約更新をしないことを書面にて図書館へ通知する。

(5) スポンサー名等の開示について

雑誌スポンサー制度の周知を図るため、スポンサー名・提供雑誌の情報を図書館ホームページ等で開示することができるものとする。また、図書館が認める範囲内でスポンサーの作成物(チラシ等)を館内に配置することができるものとする。

6 広告の業種等

雑誌に掲載する広告の範囲については、伊勢原市広告事業実施要綱に定めるところによる。ただし、次に掲げる内容については掲載しない。

(1) 販売期間等の期日及び金額、価格等の表示

(2) その他、図書館が不適当であると判断するもの

7 その他事項

この仕様書に定めていない事項又は疑義を生じた場合は、図書館とスポンサーとで協議する。